

鳥取県立鳥取西高等学校グローバルリーダー育成基金規約

(名称)

第1条 本会は「鳥取県立鳥取西高等学校グローバルリーダー育成基金」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を鳥取県立鳥取西高等学校内に置く。

(組織)

第3条 本会の組織は次のとおりとする。

- 1 委員長 鳥取西高等学校長
- 2 副委員長 鳥取西高等学校副校長
- 3 会計担当 鳥取西高等学校事務長

(目的)

第4条 本委員会は、平成27年度から平成31年度まで文部科学省の指定を受け、鳥取西高等学校が実施するSGH事業の内容を継承して実施することにより、国際的に活躍できるグローバルリーダーを継続的に育成することを目的とする。

(活動内容)

第5条 本委員会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 課題研究「思索と表現」の実施
- 2 協同的・探究的な学びの実践
- 3 海外の大学・高校との連携
- 4 国際・異文化体験の推進
- 5 その他

(収入)

第6条 本委員会の活動に要する資金は、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第7条 本委員会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第8条 本委員会の会計の事務処理に当たっては、鳥取県立鳥取西高等学校における県費外会計等取扱要綱によるものとする。

附 則

この規約は、平成30年12月17日から施行する。